

“日本被団協 1994.12.23 緊急全国代表者会議” ～「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の成立をうけて～

「大きな荷物を抱えた」「終のすみ家にはしない」「援護法と呼ぶことに躊躇する」「運動面の評価がなされていない」「『国の責任』は『国家補償』を否定するため」「キャラバンで被爆者であることが知られる。苦難乗り越えて言うべきか」「お前たちは自分たちのことばかり。一般戦災者のことは考えないのか」「国家補償 国民の支持、世論の力」「戦争の問題、原爆被害の充実が今後問題」「国打ち破るには」「ほかのと」「この法案ができた害についての認識が入はいかない」「被爆者を爆者をつくらぬ国家を合わせよう」とはなかなかならない。「日本の戦争の責任を問う世論をどう起こすか」「国際法違反の原爆投下に対する損害賠償の放棄（位置づけ）」「戦後補償のしくみの突破口にする芽を援護法はもちうるか」



は我々にとっていのち」「多くの「援護法という言葉が独り歩き」の問題が入ってない」「福祉施設の戦争責任認めさせる。厚い壁を戦災者と連帯した運動にしないために被爆者は孤立」「被爆の障っているか」「ここで引くわけに結集できているか」「ふたたび被補償」・「国家補償で国民全体の力

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平成六年法律第十七号)が制定されて 24 年。新法と呼ぶには早や四半世紀が過ぎ、「原子爆弾被爆者」に対する「援護」に関する「法律」は、すっかり「被爆者援護法」と称されるようになった。

果たして、この法律は、被爆者運動が求め続けてきた援護法なのだろうか？

この法律の制定当時に立ち返って、会議当日のビデオ映像と資料でふりかえってみたい。なにごと、所与の前提としないために。

- ◆ 日 時 2018年10月27日(土) 13:00～16:00
- ◆ 場 所 味覚糖UHA館TKP浜松町CC カンファレンスルーム4B
- ◆ 問題提起者：濱谷 正晴 氏
(一橋大学名誉教授。「原爆と人間アーカイブ」の構築：ライフワーク)
- ◆ 定 員 40名
- ◆ 参加費 1,000円(学生 500円)
- ◆ 申込み方法 裏面「参加申込書」(FAX)または e-mail で必ず事前にお申し込みを。

主 催：ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会／日本原水爆被害者団体協議会

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6F TEL/FAX 03-5216-7757

E-mail: hironaga8689@gmail.com

【会場地図】味覚糖UHA館 TKP浜松町 カンファレンスセンター

↑ (この先) 日本被団協事務所



味覚糖 UHA 館のご案内

住所 東京島港区浜松町1丁目26-1

- ・ J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅 北口 (徒歩4分)
- ・ 都営浅草線・大江戸線 大門駅 A2出口 (徒歩2分)

ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会 宛

FAX : 03 - 5216 - 7757

e-mail : hironaga8689@gmail.com

参加申込書

4. 14 「被爆者運動から学ぶ 学習懇談会」(第10回)に参加します。

氏 名	電 話
	e-mail
聞きたい、 学びたいと 思うこと	